

門真市立四宮小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では、教育目標に「豊かな心、健やかな身体、確かな学力を身につけた児童を育成する。」を掲げ、「楽しい学校 わかる授業」をめざして、教育活動をおこなってきました。本校のめざす子ども像は、「命を大切にする四宮っ子」「学ぶ意欲のある四宮っ子」「働くことを喜ぶ四宮っ子」「自分も仲間も大事にする四宮っ子」「最後までがんばりぬく四宮っ子」です。いじめ防止に向けての重点項目として「思いやりのある子」「最後までやりとげる子」「きまりを守る子」を実現するために、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

- 名称……「いじめ防止対策委員会」
- 目的……いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。
- 構成員…学校長、教頭、首席、養護教諭、担任、学年担任、SSW、SSWサポーター、児童生徒支援コーディネーター、生活部会員
- 役割……
 - ①いじめアンケートの実施
 - ②学級でのいじめについての相談の窓口
 - ③アシスト会議、ケース会議へのコーディネート
 - ④職員研修の企画
 - ⑤各クラスや学年の情報収集
 - ⑥年間計画の作成

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、

自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに、勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

《具体的な取り組み》

①授業改善………子どもたちが主体的に学ぶ授業改善。

すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善
(ユニバーサルデザインを意識して)

②人間関係………「思いやりのある子」「最後までやりとげる子」をめざし、自己肯定感を育む。

③集団づくり…道徳・人権教育の充実を図る。

④社会性の育成…チャイム始まり、清掃活動を中心に「きまりを守る子」「最後までやりとげる子」の育成をめざす。

⑤校内研修………教職員の人権意識を高め、いじめの未然防止の手立てを学ぶ。

⑥児童会活動……月目標やあいさつ運動などの自主活動の充実

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにはいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

《具体的な取り組み》

①学校生活アンケート（年3回）……学校生活を振り返り、規範意識を高める。

②個人面談、相談活動………日記、みんな遊び等の学級活動→児童の些細な変化に気づく
→情報共有→早期対応（チームで取り組む）

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることになります。

《具体的な取組》

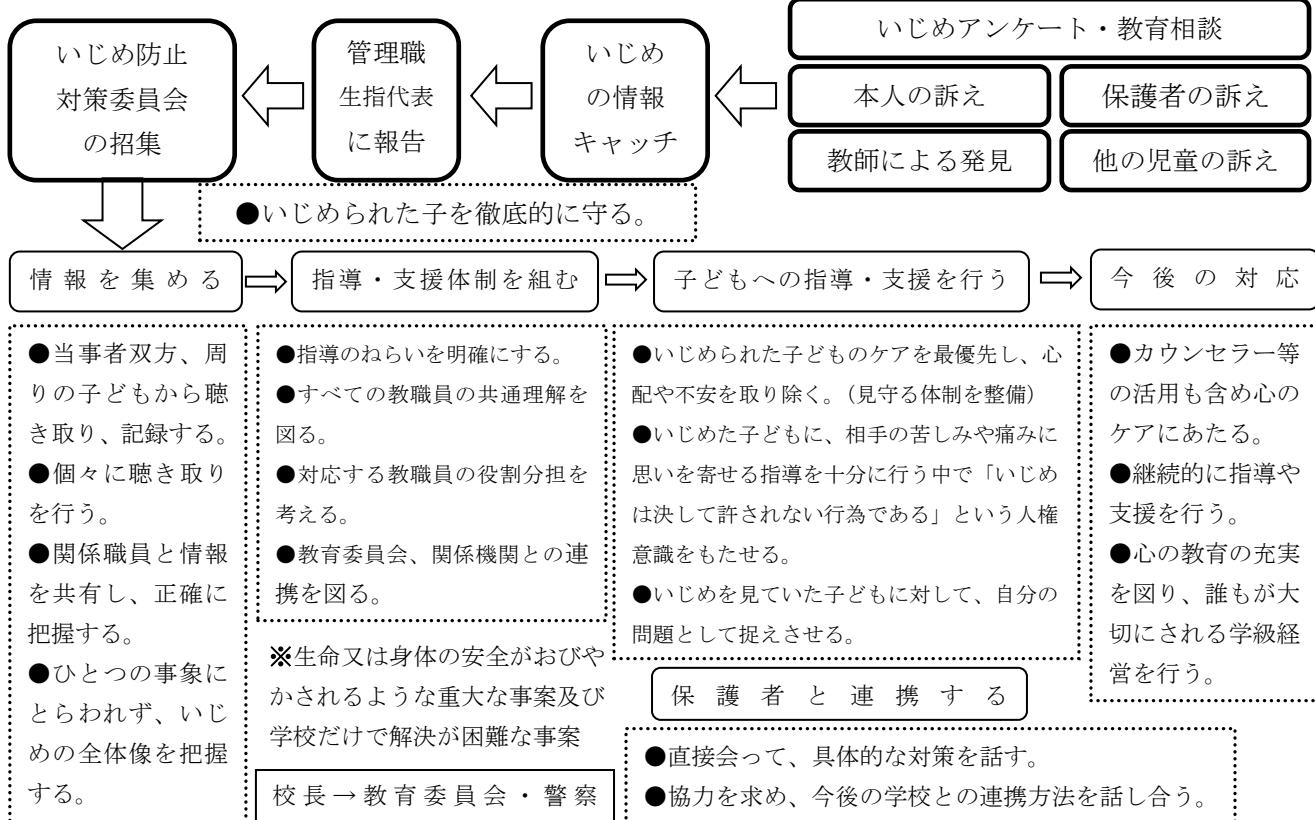
①いじめ対策の校内組織の設置。

②子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を充分に聞く。

7. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止 早期発見 取り組み・対応	年間計画作成	生活Up2Weeks	いじめ アンケート 子どもを語る会	取り組み評価	校内研修		いじめアンケート	生活Up2Weeks	取り組み評価	いじめ アンケート	取り組み評価	子どもを語る会

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。